

平成30年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により広島みらい創生高等学校（以下「高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 選抜（Ⅰ）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長等の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、本選抜においては、二つの課程を一括して実施する。また、高等学校長は、学校の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

（1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、学校の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

なお、合格者は志望に応じて、各課程に振り分ける。

2 選抜（Ⅱ）

次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

（エ）検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成20年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

- a 基礎的・基本的な知識、技能の習得の状況を検査する。
- b 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を幅広く検査する。
- c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 一般学力検査を実施する5教科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接、実技検査及び作文

高等学校長は、学校の特色に応じ、面接、上記(1)ア(ア)に掲げる5教科の他に関連する教科等の実技検査、作文を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、広島市教育委員会と協議の上、学校の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

オ その他

平成30年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、一般学力検査（自校作成問題を含む）に代えて作文及び面接を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点、調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。

ウ 面接、実技検査、作文、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜(Ⅲ)

選抜(Ⅰ)及び選抜(Ⅱ)の結果、合格者(入学を辞退した者を除く。)の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

なお、出願については、選抜（Ⅲ）を実施する他校との併願を可能とする。

（１）選抜の方法

ア 調査書

（ア）学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を２倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記 a 及び b を合計して 195 分の 130 を乗じ、130 点満点とする。

（イ）学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

（２）合格者の決定

ア 上記（１）の結果を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

４ 秋季入学のための選抜

秋季入学のための選抜については、高等学校長は別に定める秋季入学のための定員の範囲内で、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

５ その他

選抜（Ⅱ）における学力検査の結果及び調査書の評定は、平成 30 年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について、簡易開示の方法により、高等学校において開示する。